

山陽小野田市建築物等における木材の利用促進に関する方針

平成24年11月30日策定

令和6年4月1日改正

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、山口県の建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（令和4年3月策定。以下「県方針」）に即して策定するもので、市内の建築物等における木材の利用促進に関し必要な事項を定める。

第1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが重要である。

戦後、植林された人工林が利用期を迎え、森林資源が充実する一方で、木材の需要が低下し、林業生産活動が停滞している。こうした現状から、森林の適正な整備を確保するため、木材の需要の拡大を図っていく必要がある。

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線吸収効果及び衝撃緩和効果が高い性質を有するほか、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないカーボンニュートラルな特性を有している。

こうした特性を有し、かつ再生可能な資源・資材である木材の利用を促進することは、快適な生活空間の形成、二酸化炭素の排出抑制及び地球温暖化の防止並びに循環型社会の形成に貢献することも期待される。

2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地域材」とは、原則として山陽小野田市内において産出された木材とするが、それらが手当てできない場合にあっては、県産木材とする。

(2) 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐久上主要な部分（柱、梁、壁等）の全部又は一部に地域材を利用することをいう。

(3) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、内装及び外装の全部又は一部に地域材を利用することをいう。

3 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物で、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）をいう。

市が整備する公共建築物には、県方針に即し、可能な限り地域材の利用に努めるものとする。

第2 公共建築物等における木材の利用の目標

1 木造化の推進

公共建築物の新築、増築又は改築を行う場合、次の各号に掲げるものを除き、積極的に木造化を図るよう努めるものとする。

- (1) コスト又は技術の面で木造化することが困難と判断される施設
- (2) 当該公共建築物に求められる機能の観点等から、耐火性・耐久性が求められるなど、木造化することが困難と判断される施設
- (3) その他、木造化することに困難な理由がある施設

2 木質化の推進

整備する公共建築物について、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進するものとする。

3 建築物以外での木材利用促進

机、書棚等の備品、公共土木工事における工作物等について、必要に応じて導入を検討し、木材の利用の促進に努めるものとする。

第3 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 木材利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的

機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材の利用と森林の適正な整備の両立に努める。

2 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検、補修及び交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。また、公共建築物の計画、設計等の段階から建設コストのみならず、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストの軽減を図るものとする。

3 普及啓発

市は、市民及び施設の来訪者に木の良さを充分に実感できるよう普及啓発を行い、木材の特性やその利用の意義等について理解を促進し、地方公共団体以外の事業者における地域材の需要拡大に努めるものとする。

附 則

この方針は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。